

香川県社会的養育推進計画

令和 2 年 3 月

香 川 県

は じ め に

子どもは社会の希望であり、すべての子どもの健やかな成長は私たち県民の願いです。

しかしながら、核家族化や地域のきずなの希薄化などから、家庭における子どもの養育に不安や困難を感じ、児童相談所や市町等関係機関による支援を必要とする子どもや家庭が増加しています。

こうしたことから、本県では、平成 27 年 3 月に策定した「香川県社会的養護推進計画」に沿って、家族支援・地域支援の充実、施設・里親等における家庭的養護の推進、人材確保・育成などの取組みを進めてきたところです。

このような中、平成 28 年に公布された「児童福祉法の一部を改正する法律」において、子どもの福祉を保障するための原理が明確化され、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とし、家庭における養育が困難又は適当でない場合には家庭と同様の養育環境において子どもを養育することが求められています。

これを受け、本県においても、子どもの最善の利益の優先に向けた取組みを一層推進することを目的として、計画の全面的な見直しを行い、新たに「香川県社会的養育推進計画」（計画期間：令和 2 年度～令和 11 年度）を策定しました。この計画では、「社会的養育を必要とする子どもの最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに養育されるかがわづくり」を基本理念に、在宅で生活している子どもと家庭への支援、適切な保護養育が行える体制整備、子どものニーズに応じた代替養育、自立支援など、社会的養育体制の充実を図るための施策の方向性を定めています。

今後は、この計画に沿って、市町や関係施設・里親等と連携・協力しながら、子どもたちが健やかに養育されるよう、各種施策を一層推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、香川県児童福祉審議会、香川県社会的養育推進計画検討委員会をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに深く感謝いたします。

令和 2 年 3 月

香川県健康福祉部子ども政策推進局長 小 川 秀 樹

目 次

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の期間	2

II 香川県における社会的養育の現状

1 児童人口と児童相談所における相談件数の推移	4
2 地域における子ども家庭支援体制	6
3 児童相談所における児童虐待等への対応	7
4 里親委託等の現状	9
5 特別養子縁組の現状	12
6 代替養育の現状	13
7 自立支援に向けた取組み	17

III 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

1 基本理念	22
2 施策の基本目標	22
3 施策体系	23

IV 代替養育を必要とする子ども数の見込み

1 見込み数の算出に係る考え方	26
2 代替養育を必要とする子ども数の見込みの算出	27
3 子どものケアニーズ等を考慮した見込み数の検討	28
4 子どもの年齢や望ましい措置先に応じた見込み数の検討	31

V 社会的養育の充実

1 子どもの最善の利益の優先に向けた取組み	36
2 子ども家庭支援体制の充実に向けた取組み	39
3 児童相談所の強化に向けた取組み	41
4 一時保護のあり方	43
5 里親等への委託の推進	46
6 養子縁組の推進	49
7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進	51
8 自立支援の推進に向けた取組み	54

VI 計画の推進に向けて

1 計画の推進のための連携・協力	58
2 計画の実施状況等の検証	58

I 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の期間

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成 28 年に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）（以下「平成 28 年改正児童福祉法」という。）において、子どもの福祉を保障するための原理が明確化されるとともに、子どもの家庭養育優先原則¹が明記されました。これを受け、厚生労働省により設置された「新たな社会的養護の在り方に関する検討会」において今後の社会的養育のあり方に係る検討が行われ、平成 29 年 8 月、「新しい社会的養育ビジョン」（以下「ビジョン」という。）が取りまとめられました。

ビジョンでは、子どもの最善の利益が優先されることを念頭に、平成 28 年改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、市区町村における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所改革、一時保護所改革、里親への包括的支援体制の構築等の行程と具体的な数値目標が示されています。

本県ではこれまで、平成 27 年 3 月に策定した「香川県社会的養護推進計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 41 年度）（以下「前計画」という。）に沿って、家庭的養護の推進、児童養護施設等におけるケアの充実、人材の確保・育成、家族支援・地域支援の充実、自立支援の充実等に努めてきたところですが、ビジョンを受け、社会的養育の現状や代替養育を受けている子どもの意見を踏まえた上で、本県における社会的養育体制の一層の充実を図る必要があることから、前計画の内容を見直し、今後の社会的養育体制の充実に向けた取組みの方向性を示す「香川県社会的養育推進計画」を策定するものです。

本計画における用語の説明

- ・社会的養育 保護者による適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。
- ・代替養育 社会的養育のうち、子どもを保護者から分離し、養育を行うこと。
本計画においては、保護者による養育が困難又は適当でない子どもについて、児童福祉法に基づき児童相談所が行う措置又は委託のもと、児童養護施設等の施設、里親等において養育を行うことをいう。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間とします。

¹ 家庭養育優先原則：国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、永続的解決（パーマネンシー保障）となる特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされた。

Ⅱ 香川県における社会的養育の現状

- 1 児童人口と児童相談所における相談件数の推移
- 2 地域における子ども家庭支援体制
- 3 児童相談所における児童虐待等への対応
- 4 里親委託等の現状
- 5 特別養子縁組の現状
- 6 代替養育の現状
- 7 自立支援に向けた取組み

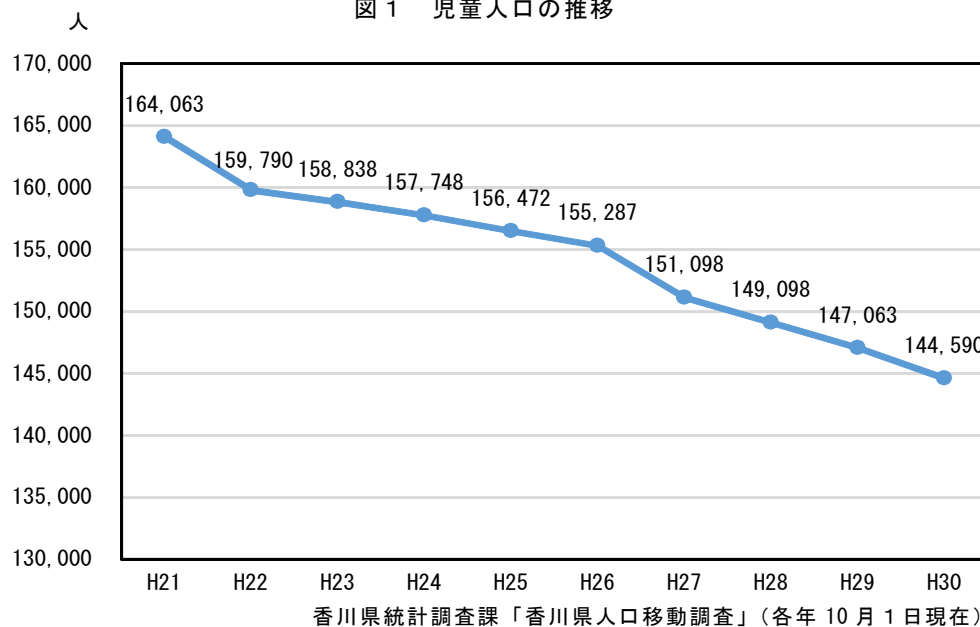
Ⅱ 香川県における社会的養育の現状

1 児童人口と児童相談所における相談件数の推移

(1) 児童人口の推移

- 本県における児童人口（18歳未満の子ども数）は減少が続き、平成21年の164,063人から平成30年の144,590人と10年間で約2万人（11.9%）減少しています。

図1 児童人口の推移



(2) 児童相談所における相談件数と相談率の推移

- 本県の児童相談所（子ども女性相談センター、西部子ども相談センター）で受け付けた相談件数は、平成21年度の4,949件から平成30年度の5,945件と約1,000件（20.1%）増加しており、児童人口あたりの相談率は上昇しています。

図2 児童相談所における相談件数

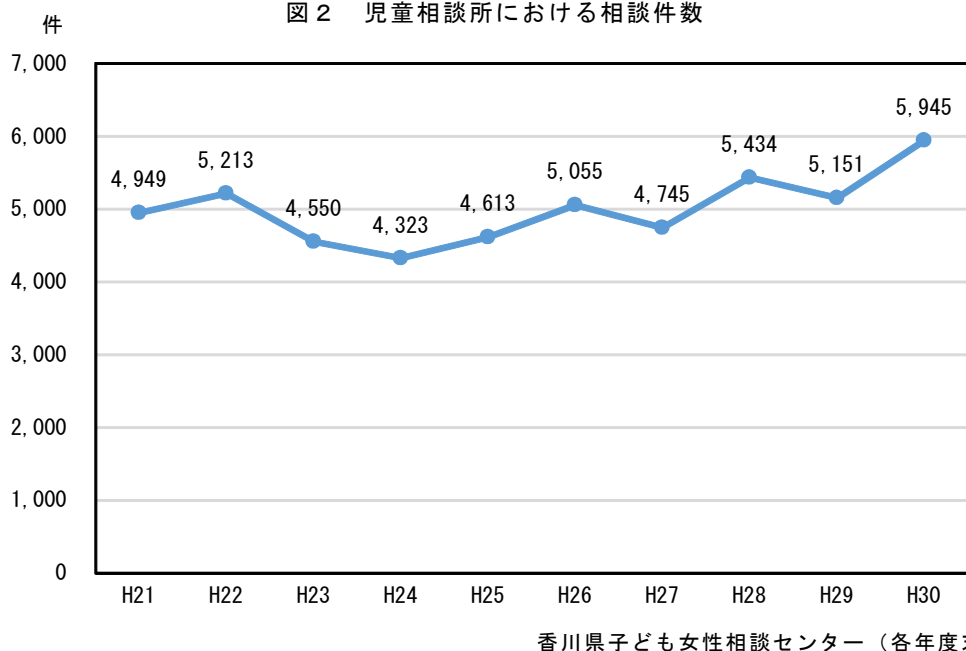


表 1 相談率の推移

(単位：人, 件, %)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
児童人口 A	164,063	159,790	158,838	157,748	156,472	155,287	151,098	149,098	147,063	144,590
相談件数 B	4,949	5,213	4,550	4,323	4,613	5,055	4,745	5,434	5,151	5,945
相談率 B/A	3.02	3.26	2.86	2.74	2.95	3.26	3.14	3.64	3.50	4.11

香川県子ども女性相談センター（各年度末現在）

2 地域における子ども家庭支援体制

(1) 市町における相談支援体制

- 在宅支援の充実を図るため、市町において、子ども家庭支援体制の構築が進められています。
- 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターは、平成 31 年 4 月現在、県内全 17 市町のうち 9 市町に設置されています。
- 子どもや家庭に対する必要な支援を適切に行うための子ども家庭総合支援拠点は、平成 31 年 4 月現在、4 市に設置されています。
- 要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）は、平成 31 年 4 月現在、16 市町に設置され、未設置の市町においても要対協に準ずるネットワーク会議を設置しています。地域において見守りを行うなど要対協による関わりのある子ども数は、平成 26 年度の 1,193 人から平成 30 年度の 1,550 人と約 1.3 倍に増加しています。

表 2 市町における要対協管理子ども数の推移

(単位：人)

	H26	H27	H28	H29	H30
要対協管理子ども数	1,193	1,127	1,209	1,269	1,550

香川県子ども家庭課（各年度末現在）

(2) 児童家庭支援センターにおける相談支援

- 平成 31 年 4 月現在、本県には東讃地域に児童家庭支援センターが 1 か所あり、身近な地域の相談機関として、子どもに関する相談に応じるとともに、児童相談所から指導委託を受けた子どもとその家庭に対する指導・援助を行っています。

表 3 児童家庭支援センターにおける相談件数

(単位：件)

	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	1,044	1,122	1,171	901	669
児童相談所からの指導委託件数	7	7	10	11	9

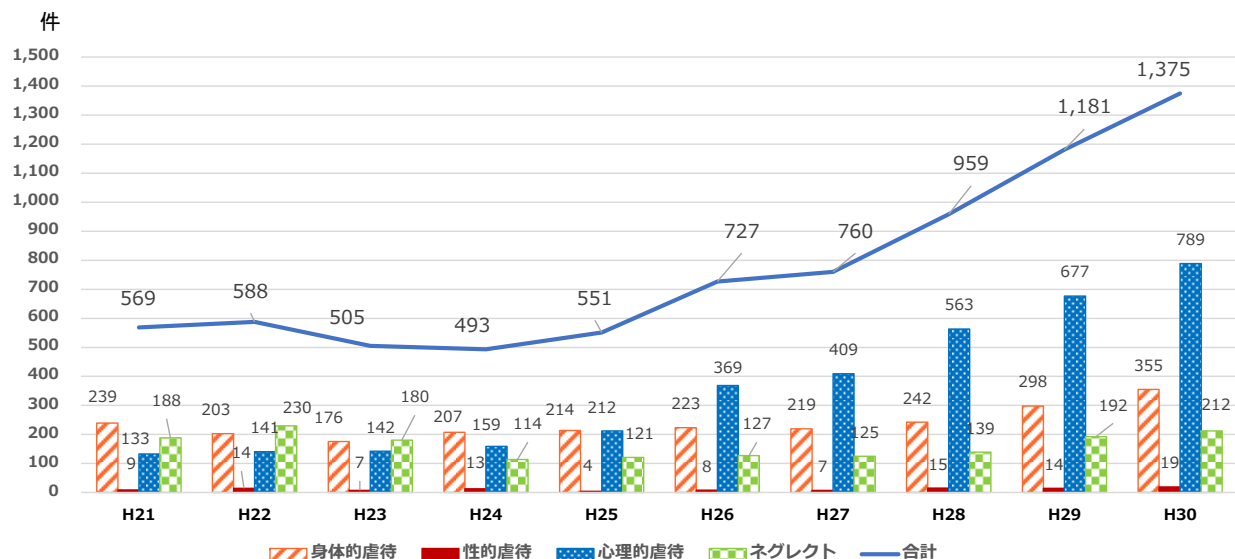
香川県子ども家庭課（各年度末現在）

3 児童相談所における児童虐待等への対応

(1) 児童虐待対応件数の推移

- 児童相談所が受け付ける相談件数は増加傾向にあり、中でも、児童虐待に関する相談が増加しています。本県の児童相談所における児童虐待対応件数は、平成 21 年度の 569 件から平成 30 年度の 1,375 件と約 2.4 倍に増加しており、依然として深刻な状況にあります。

図 3 児童虐待対応件数の推移



香川県子ども女性相談センター（各年度末現在）

- 虐待者は、平成 25 年度までは実母が最も多い状況にありましたが、平成 26 年度以降、実父が実母を上回っています。また、児童虐待を受けた子どもの年齢は、平成 30 年度は 0 歳から就学前が最も多く（42.9%）、次いで小学生（37.4%）、中学生以上（19.7%）となっています。

図 4 主たる虐待者の状況（平成 30 年度）

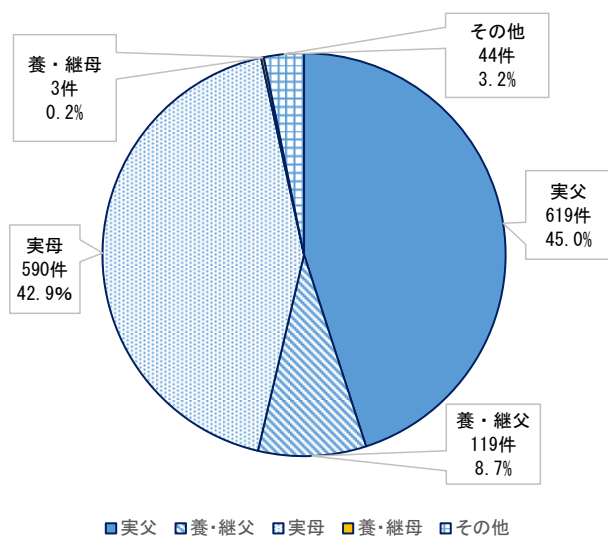
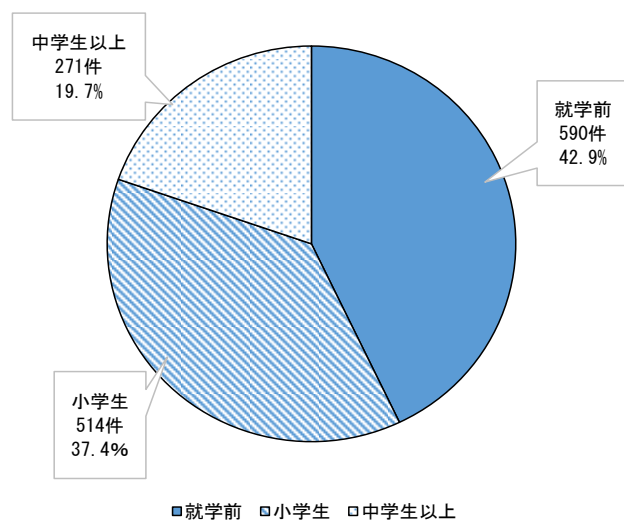


図 5 年齢別児童虐待対応件数（平成 30 年度）

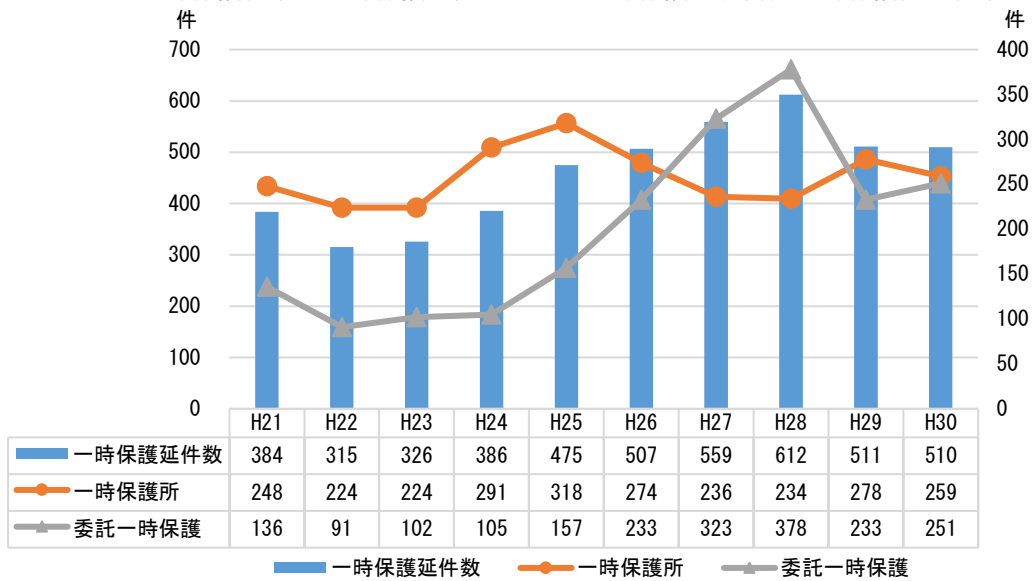


香川県子ども女性相談センター（平成 30 年度末現在）

（２）一時保護を行った子ども数の推移

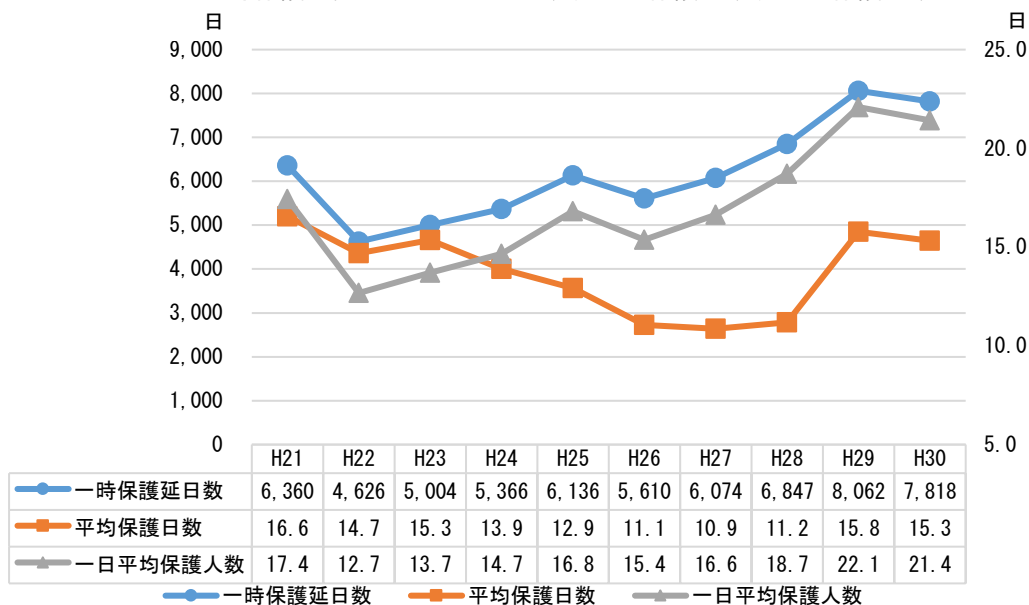
- 児童相談所では、児童虐待やその他の養護、非行、性格行動等の理由により、子どもの安全確保や行動観察を通じたアセスメントが必要であると判断した場合、一時保護を行います。一時保護は、児童相談所の一時保護所のほか、児童養護施設や里親等への委託により行っており、一時保護件数（一時保護を行った延べ件数）は年度による増減はあるものの、ここ 10 年間では概ね増加傾向にあります。
- 一時保護件数の増加に加え、一時保護を行った延べ日数や 1 日あたりの平均保護人数も増加傾向にあります。一人あたりの平均保護日数は減少傾向にありましたが、近年増加傾向に転じています。

図 6 一時保護件数と一時保護の実施状況（一時保護所、委託一時保護実施件数）



香川県子ども女性相談センター（各年度末現在）

図 7 一時保護の実施状況（延べ日数、平均保護日数、平均保護人数）



香川県子ども女性相談センター（各年度末現在）

4 里親委託等の現状

(1) 登録里親数の推移

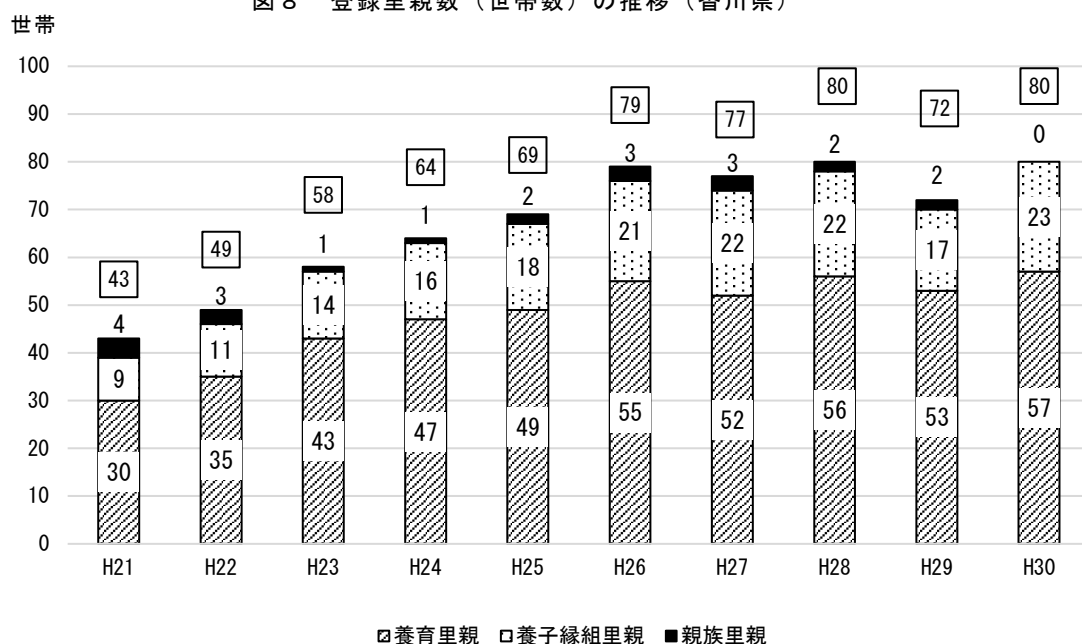
- 里親制度とは、児童相談所が、保護者による養育が困難又は適当でないと認められる子どもの養育を里親に委託する制度であり、里親には次の区分があります。

表4 里親の種類

区 分	内 容
養育里親	さまざまな事情により実父母や親族と暮らせない子どもを一定期間家庭で養育する里親
専門里親	養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助が必要な子どもを養育する里親
養子縁組里親	養子縁組により養親となることを希望する場合に、養子縁組が成立するまで子どもを養育する里親
親族里親	実父母が死亡、行方不明、拘留、入院等で養育できないなど、やむを得ない事情がある場合に子どもの扶養義務者やその配偶者である親族になる里親 ※親族里親については、親族に子どもの養育を委ねた結果、その親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難となる場合に登録する里親とされている。

- 児童相談所における登録里親数は、平成21年度の43世帯から平成30年度は80世帯と2倍近くに増えていますが、一定数の新規登録里親がいる一方、高齢などを理由に登録削除となる里親もいることから、近年は横ばいで推移しています。

図8 登録里親数（世帯数）の推移（香川県）

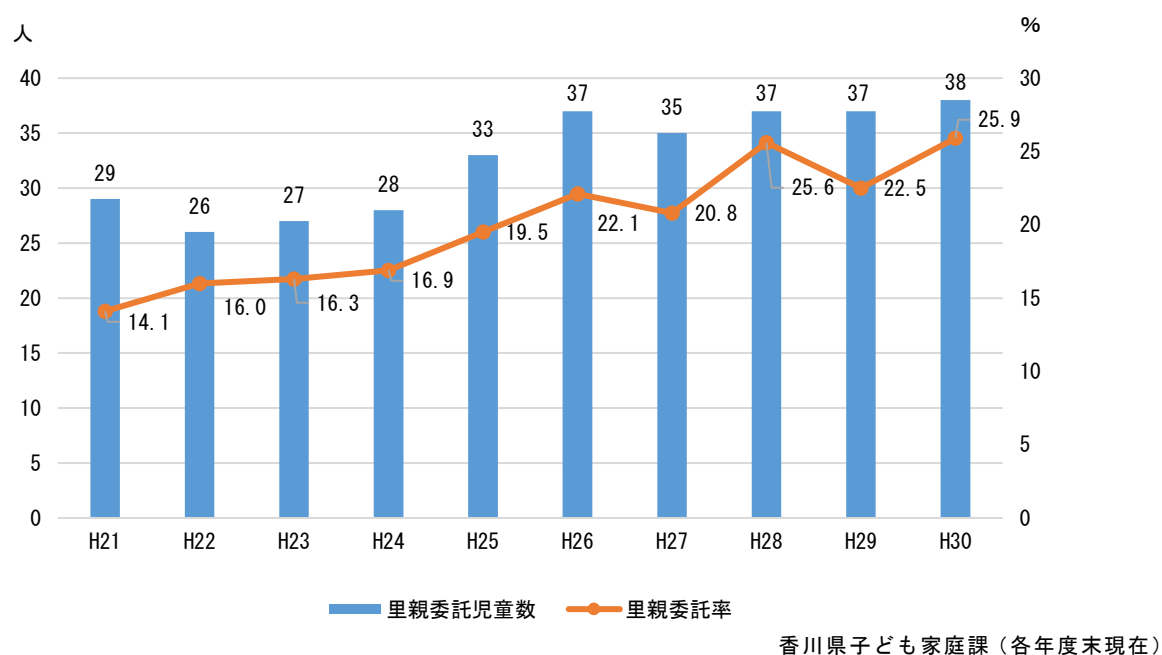


香川県子ども家庭課（各年度末現在）

（２）里親委託児童数と里親等委託率の推移

- 登録里親数の増加に伴い、里親に委託される子どもの数、里親等委託率²ともに増加傾向にあります。本県の里親等委託率は、平成 21 年度は 14.1%でしたが、平成 29 年度は 22.5%、平成 30 年度は 25.9%となり、全国平均（平成 29 年度 19.7%）を上回っています。

図 9 里親委託児童数と里親等委託率の推移（香川県）



² 里親等委託率：
$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託子ども数}}{\text{里親・ファミリーホームへの委託子ども数} + \text{児童養護施設・乳児院への入所子ども数}}$$

本計画に記載した里親等委託率は、本県児童相談所による措置子ども数に基づき算出しており、県外施設・県外居住里親等への措置子ども数を含む。

- 里親委託は、児童相談所において、里親と子ども双方のアセスメントに基づくマッチングを経て行っており、登録里親の中には委託を受けたことがない里親もいます。登録里親数に占める受託里親数の割合は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年平均で、養育里親は 42.5%、養子縁組里親は 9.5%となっています。親族里親については委託が必要な子どもがいる場合に登録を行い、委託の解除をもって登録消除となることから、受託割合は 100%となります。

表 5 登録里親数と受託割合等の推移

(単位：世帯、%)

	項目	H26	H27	H28	H29	H30
養育里親	登録里親数	55	52	56	53	57
	受託里親数	22	22	23	24	25
	受託割合	40.0	42.3	41.1	45.3	43.9
	受託割合の平均値	42.5				
養子縁組里親	登録里親数	21	22	22	17	23
	受託里親数	1	0	2	2	5
	受託割合	4.8	0.0	9.1	11.8	21.7
	受託割合の平均値	9.5				
親族里親	登録里親数	3	3	2	2	0
	受託里親数	3	3	2	2	0
	受託割合	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
	受託割合の平均値	100.0				
計	登録里親数	79	77	80	72	80
	受託里親数	26	24	27	28	26
	受託割合	32.9	31.2	33.8	38.9	32.5
	受託割合の平均値	33.8				
委託子ども数		37	35	37	37	38
受託里親 1 世帯あたりの受託子ども数		1.42	1.46	1.37	1.32	1.46
受託里親 1 世帯あたりの受託子ども数の平均		1.41				

香川県子ども家庭課（各年度末現在）

(3) 小規模住居型児童養育事業

- 小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は、養育者の家庭で 6 人までの子どもを受け入れ、養育者と補助者による養育を行う制度であり、平成 31 年 4 月現在、本県には中讃地域に 1 か所のファミリーホームがあります。

表 6 ファミリーホームの状況（平成 31 年 4 月現在）

名称	所在地	開設年度	定員
ファミリーホーム笑顔	まんのう町	平成 22 年度	6 人

5 特別養子縁組の現状

- 児童相談所は、養子縁組里親に対し、養子候補者となる子どもの委託を行うとともに、養子縁組の成立に向け必要な支援を行います。
- 特別養子縁組は、実親による養育が著しく困難又は不適當と判断される子どもに養親による永続的な安定した養育環境を提供することを目的とした制度です。
- 本県の児童相談所が養子縁組里親への委託を行った子どものうち、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で、計 9 件の特別養子縁組が成立しています。

表 7 特別養子縁組成立件数

(単位：件)

	H26	H27	H28	H29	H30
特別養子縁組成立件数	3	3	1	2	0

香川県子ども女性相談センター（各年度末現在）

6 代替養育の現状

(1) 代替養育を行う施設等の現状

- 保護者による養育が困難又は適当でないと認められる子どもや、障害等に対する専門的なケアを必要とする子どもを受け入れ、代替養育を行う施設及び事業所（以下「施設等」という。）は、それぞれのニーズに応じた援助を提供するため、さまざまな機能を有しています。令和元年11月現在、本県には代替養育を行う施設等が17か所あるほか、家庭における生活が困難な母子を受け入れる母子生活支援施設が1か所あります。
- 施設等に入所又は委託され、代替養育を受けている子ども数は、平成22年10月現在は238人でしたが、令和元年10月現在は283人となっており、児童人口に占める代替養育を受けている子どもの割合（以下「代替養育割合」という。）は増加傾向にあります。
- 代替養育を受けている子どもの措置先は、令和元年10月現在、児童養護施設が最も多く、次いで里親が多くなっています。

表8 県内施設等の状況（令和元年11月現在）

（単位：施設、人）

施設種別	施設数	施設名	H31定員 (暫定定員)	対象児童
児童養護施設	3 (1)	讃岐学園 恵愛学園 亀山学園 (地域小規模児童養護施設) 和みの家	65 (51) 45 45 6	保護者のない児童や保護者による養育が適当でない子ども（乳児を除く）に対し、安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行う施設
乳児院	1	神愛館	29 (26)	保護者による養育を受けられない又は適当でない乳幼児を養育する施設
児童心理治療施設	1	若竹学園	30 (23)	心理的・精神的問題を抱え、日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもに対し、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う施設
児童自立支援施設	1	香川県立斯道学園	30 (14)	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもに対し、個々の状況に応じて必要な指導を行うとともに自立を支援する施設
自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)	6	なごみハウス園 丸亀おひさま荘 こんびら鞠橋荘 響～HIBIKI～ 歩～AYUMI～ nature	6 (4) 6 6 (3) 6 12 (6) 6	義務教育を終了した満20歳未満の子どもや大学等に在学中で満22歳になる年度の末日までにある者に対し、共同生活を営みながら、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業
福祉型障害児 入所施設	2	香川県立川部みどり園 白鳥園	35 21	障害のある子どもを保護し、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与に向けた援助を行う施設
医療型障害児 入所施設及び 指定発達支援 医療機関	3	かがわ総合リハビリテーション こども支援施設 四国こどもとおとなの医療センター 高松医療センター医療型障害児施設	25 209 8	医療的ケアの必要な障害のある子どもを保護し、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与に向けた援助、治療を行う施設
母子生活支援施設	1	高松市屋島ファミリーホーム	19 (9)	生活に困窮するなどの母子を保護し、自立に向けた生活支援を行う施設

表9 代替養育子ども数と20歳未満人口に占める代替養育割合

(単位：人、%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
里親	31	26	25	30	37	33	35	34	38	36
ファミリーホーム	1	6	6	6	8	6	6	7	8	7
児童養護施設	131	149	154	150	137	130	128	134	129	134
乳児院	15	19	16	13	14	21	18	15	20	22
児童心理治療施設	19	13	13	10	15	14	14	14	12	19
児童自立支援施設	23	22	14	16	19	14	14	11	12	10
自立援助ホーム	1	2	7	11	6	11	9	12	18	15
福祉型障害児入所施設	12	17	21	21	21	22	25	28	30	30
医療型障害児入所施設	5	5	5	7	9	9	8	8	7	10
代替養育子ども数 a	238	259	261	264	266	260	257	263	274	283
20歳未満人口 b	175,617	176,436	176,151	175,135	173,352	167,092	167,153	165,993	163,605	161,427
代替養育割合 a/b	0.136	0.147	0.148	0.151	0.153	0.156	0.154	0.158	0.167	0.175

※福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設は児童相談所による措置児童数を計上。契約利用児童数は除く。

香川県統計調査課「香川県人口移動調査報告」(各年10月1日現在)
香川県子ども家庭課(各年度10月1日現在)

(2) 家庭的養護の推進に向けた取り組み

- 前計画の策定以降、児童養護施設及び乳児院において、施設の小規模化や地域分散化を図る取り組みが進められ、居室の個室化やユニット化、地域小規模児童養護施設の設置が進められています。児童自立支援施設及び児童心理治療施設においても個室化が進められています。

表10 児童養護施設等における家庭的養護の推進に向けた取り組み

施設種別	施設名	整備完了時期	取組状況
児童養護施設	讃岐学園	平成30年度	大規模改修を行い、小規模グループケアと大舎制を併用した構造への転換を実施
	恵愛学園	—	(小規模グループケアの推進に向けた計画を策定中)
	亀山学園	平成27年度	大規模改修を行い、小規模グループケア構造の施設に転換。本体施設の敷地外で地域小規模児童養護施設和みの家(定員6人)を運営
乳児院	豊島神愛館	平成27年度	土庄町から坂出市への移転に伴い、建替整備を実施。乳児院を小規模グループケア構造とするとともに、保育所と子ども・子育て支援センターを併せ持つ複合施設として整備
児童心理治療施設	若竹学園	平成29年度	大規模改修と増築を行い、個室化を推進
児童自立支援施設	香川県立 斯道学園	平成29年度	建替整備を行い、個室化を推進

表 11 児童養護施設・乳児院の小規模化、地域分散化の状況

(単位：人, ユニット)

施設種別	施設名	定 員		小規模化、地域分散化の状況		
			うち 本体施設以外	本園型小規模 ユニットケア数 ※ 1	分園型小規模 グループケア数 ※ 2	地域小規模 児童養護施設数 ※ 3
児童養護施設	讃岐学園	65		4	0	0
	亀山学園	51	6	1	0	1
	恵愛学園	45		0	0	0
乳児院	神愛館	29		4	0	—
計		190	6	9	0	1

※ 1 本園型小規模グループケア：児童養護施設等の本体施設内で実施する小規模なグループによるケア

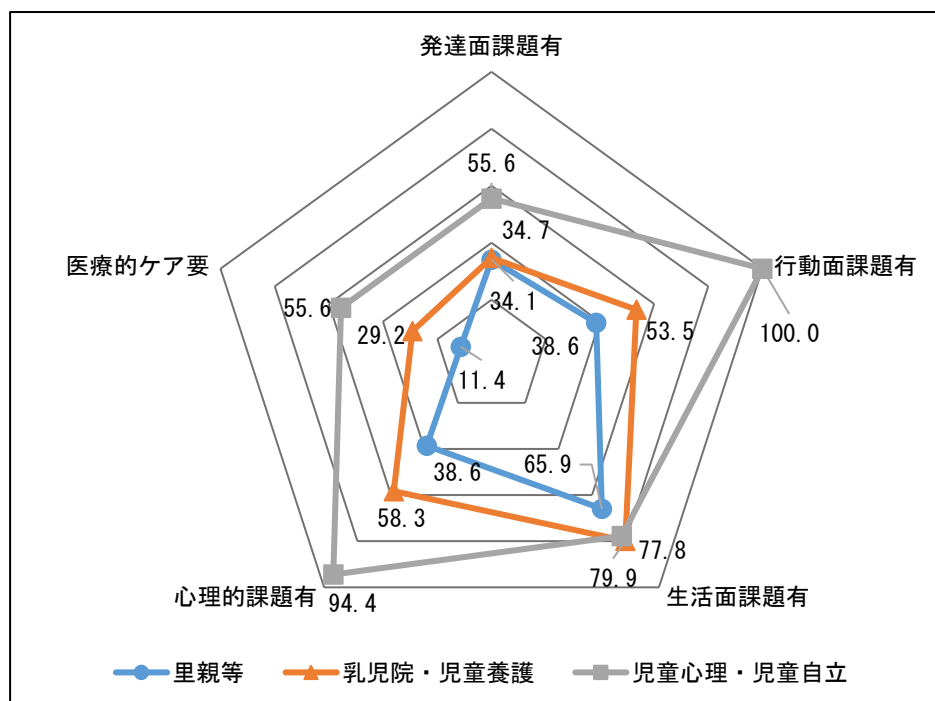
※ 2 分園型小規模グループケア：本体施設の敷地外においてグループホームとして行う小規模なグループによるケア

※ 3 地域小規模児童養護施設：分園型小規模グループケアのうち、地域小規模児童養護施設設置運営要綱に定める基準に適合するものとして県の指定を受けたもの

(3) 施設におけるケアの充実

- 里親やファミリーホームに委託されている子どもに比べると、児童養護施設等に入所している子どもは、行動面や心理面の課題、医療的ケアの必要性などのさまざまなケアニーズを有していることから、児童養護施設等ではこれらのケアニーズに応じた支援を行う必要があり、心理療法担当職員や家庭支援専門相談員などの専門職員を配置しています。

図 10 施設等措置中の子どものケアニーズ（複数回答）（単位：％）



香川県子ども家庭課「措置中児童ニーズ調査」(R元)

表 12 児童養護施設等における専門職員の配置状況

	里親支援 専門相談員	心理療法 担当職員	家庭支援 専門相談員	看護師	基幹的職員	個別対応 職員	特別指導員	学習指導員
亀山学園	○	○	○	○	○	○		
讃岐学園	○	○	○		○	○	○	
恵愛学園	○	○	○		○	○		○
神愛館	○	○	○	○	○	○		
若竹学園		○	○	○	○	○		
香川県立 斯道学園		○	○		○			

香川県子ども家庭課（平成 31 年 4 月 1 日現在）

7 自立支援に向けた取組み

(1) 経済的支援

○ 進学や就職により里親や施設等への措置が解除となる子どもに対しては、里親や施設等に支払われる児童入所施設措置費において、解除後の生活に係る支度費が支弁されています。これに加え、本県では以下の事業の実施により、経済的支援の充実を図っています。

- ・香川県身元保証人確保対策事業（平成 20 年度～）
措置等の解除後、就職や住居の賃借等にあたり施設長等がその保証人となった場合に、社会福祉法人全国社会福祉協議会が保険会社との間で締結する損害保険の保険料を補助する事業
- ・香川県巣立ちサポート事業（平成 24 年度～）
普通自動車運転免許の取得に係る費用を補助する事業
- ・香川県児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業（平成 28 年度～）
保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に対し、自立に必要な資金の貸付けを行う事業
- ・香川県社会的養護自立支援事業（平成 31 年度～）
里親や施設等による代替養育を受けていた者について、必要に応じ、18 歳（措置延長を行った場合は 20 歳）到達後も、原則 22 歳となる年度末までの間、それまで生活していた里親家庭や施設等に引き続き居住させ、居住費と生活費の支援を行う事業
- ・香川県就学者自立生活援助事業（平成 31 年度～）
大学等に就学している児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）利用者について、必要に応じ、22 歳となる年度末までの間、それまで生活していた自立援助ホームに引き続き入居させ、自立に向けた援助を行う事業

(2) 自立援助ホームにおける自立支援

○ 自立援助ホームでは、義務教育を終了した満 20 歳未満の子どもや大学等に在学中で満 22 歳の年度の末日までにある者に対し、日常生活上の援助や就業の支援等を行っています。

○ 令和元年 11 月現在、本県には、6 か所の自立援助ホームがあります。自立援助ホームの増加に伴い、児童相談所からの委託による入居者数も増加しています。

表 13 自立援助ホームの状況

名称	所在地	開設年月	H31 定員（暫定定員）
なごみハウス園	高松市	平成 22 年 4 月	6 人(4 人)
丸亀おひさま荘	丸亀市	平成 23 年 11 月	6 人
こんぴら鞠橋荘	琴平町	平成 28 年 4 月	6 人(3 人)
響～H I B I K I～	多度津町	平成 28 年 8 月	6 人
歩～A Y U M I～	さぬき市	平成 29 年 12 月	12 人(6 人)
nature	丸亀市	令和元年 11 月	6 人

香川県子ども家庭課（令和元年 11 月 1 日現在）

表 14 自立援助ホーム入居者数

（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30
定員（暫定定員）	12	12	18	24	36(25)
入居子ども数	6	11	9	12	18

香川県子ども家庭課（各年度 10 月 1 日現在）

（３）相談支援

- 措置が解除となる子どもの中には、将来にわたり保護者や親族からの適切な援助が期待できず、自立に向けて不安を感じている子どももいます。
- 代替養育を受けている又は受けていた子どもを対象としたアンケートからは、自立を想定した際に困りそうなこととして、措置中の子どもは「お金のこと」（39.6%）や「一人暮らしや住む場所を決める時のこと」（36.2%）を多く挙げているのに対し、措置が解除された後の子どもは「仕事のこと」（42.9%）を最も多く挙げています。

表 15 施設等を退所した後に困りそうなこと・困ること（複数回答）

（単位：人，%）

項目	施設入所児童等		施設退所児童等	
	人数	割合	人数	割合
①ない	29	19.5	5	23.8
②お金のこと（家賃や生活費など）	59	39.6	7	33.3
③仕事のこと	47	31.5	9	42.9
④友達や他の人との関係について	40	26.8	6	28.6
⑤市役所や町役場での手続き	52	34.9	6	28.6
⑥親やきょうだいとの関係	40	26.8	4	19
⑦学校のこと（勉強や学校行事）	25	16.8	0	0
⑧スマホやネットのトラブル	22	14.8	1	4.8
⑨寂しさや不安などの気持ち	41	27.5	7	33.3
⑩一人暮らしなど住む場所を決める時のこと	54	36.2	3	14.3
⑪その他	6	4	1	4.8
※無回答	11	7.4	0	0

香川県子ども家庭課「施設入所児童等アンケート」「施設退所児童等アンケート」（R 元）

- このような子どもの自立を支援するため、本県では、措置が解除となる子どもが学業や就労を継続し、安定して自立生活を送れるよう、平成 29 年度から「香川県児童養護施設退所児童等アフターケア事業」（以下「アフターケア事業」という。）を実施しています。
- アフターケア事業では、個々の状況やニーズに応じた生活相談支援を行っており、メール、電話、来所、訪問等による相談を行っています。利用に係る契約締結者数は事業を開始した平成 29 年度は 11 人でしたが、平成 30 年度は 29 人となりました。契約者数の増加に伴い、相談件数も増加しています。

表 16 香川県児童養護施設退所児童等アフターケア事業における相談件数

（単位：人、件）

	契約者数	相談件数	相談内訳			
			メール	電話	来所	訪問
H29	11	751	478	136	66	71
H30	29	1,320	912	172	64	172

香川県子ども家庭課（各年度末現在）

Ⅲ 社会的養育の体制整備の 基本的考え方及び全体像

- 1 基本理念
- 2 施策の基本目標
- 3 施策体系

Ⅲ 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

1 基本理念

社会的養育を必要とする子どもの最善の利益が優先して考慮され、
心身ともに健やかに養育されるかがわづくり

2 施策の基本目標

本計画の推進にあたっては、次の5つの目標に沿って、具体的な施策の展開を図っていきます。

(1) 子どもの最善の利益の優先

すべての子どもの育ちを保障する観点から、当事者である子どもの意見をくみ取った上で、一人ひとりの子どものニーズに応じた支援の充実に努めます。

(2) 在宅で生活している子どもと家庭への支援

子どもが家庭において健やかに養育されるよう、身近な地域において、子どもと保護者に対する継続的な支援を行うとともに、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の観点も踏まえ、子どもや家庭のニーズを考慮した支援の充実に努めます。

(3) 適切な保護養育が行える体制整備

児童虐待等の理由から、保護者による養育が困難又は適当でないと認められる子どもの安全確保や、適切な環境のもとでの保護養育が行えるよう、児童相談所の体制強化を進めるとともに、安全・安心な環境で適切なケアを提供できる受け皿の確保・充実に努めます。

(4) 子どものニーズに応じた代替養育

一人ひとりの子どもの最善の利益を考慮し、ケアニーズに応じた代替養育が提供できるよう、支援の充実に図ります。代替養育については、養子縁組、里親・ファミリーホームへの委託等の「家庭養育」を進めることを優先しますが、児童養護施設・乳児院等においても、できる限り家庭的環境に近い、小規模かつ地域分散化された環境のもとで「家庭的養育」がなされるよう、必要な取組みを進めます。

(5) 代替養育を受けている子どもの自立支援

代替養育を受けている子どもの中には、将来にわたり家族や親族による援助が受けられない子どももいることから、自立に向けた支援の充実に図ります。自立支援は子どもが親になる準備期を支えることでもあり、児童虐待等の連鎖を予防する観点からも、ニーズに応じた支援に努めます。

3 施策体系

基本目標	項 目
子どもの最善の利益の優先	1 子どもの最善の利益の優先に向けた取組み (1) 当事者である子どもの最善の利益の優先 (2) 子どもからの意見聴取や意見をくみ取る方策の推進 (3) 子どもの意見を代弁する方策の推進
在宅で生活している子どもと家庭への支援	2 子ども家庭支援体制の充実にに向けた取組み (1) 市町の相談支援体制等の充実にに向けた支援 (2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組み
適切な保護養育が行える体制整備	3 児童相談所の強化に向けた取組み (1) 児童相談所の体制強化 (2) 児童相談所の専門性の強化
	4 一時保護のあり方 (1) 一時保護の受け皿の確保 (2) 一時保護の環境整備及び体制整備
子どものニーズに応じた代替養育	5 里親等への委託の推進 (1) 新たな登録里親の確保に向けた取組みの推進 (2) 里親養育に対する支援の充実 (3) 包括的な支援を一貫して提供するための体制（フォスターリング機関）の構築
	6 養子縁組の推進 (1) 養子縁組里親の確保に向けた取組み (2) 養子縁組の推進に向けた取組み
	7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進 (1) 小規模かつ地域分散化の推進 (2) 高機能化に向けた取組みの推進 (3) 多機能化・機能転換に向けた取組みの推進
代替養育を受けている子どもの自立支援	8 自立支援の推進に向けた取組み (1) 経済的支援の充実 (2) 自立援助ホームにおける自立支援 (3) アフターケアの推進

IV 代替養育を必要とする子ども数の見込み

- 1 見込み数の算出に係る考え方
- 2 代替養育を必要とする子ども数の見込みの算出
- 3 子どものケアニーズ等を考慮した見込み数の検討
- 4 子どもの年齢や望ましい措置先に応じた見込み数の検討

Ⅳ 代替養育を必要とする子ども数の見込み

1 見込み数の算出に係る考え方

- 今後の社会的養育のあり方に係る検討については、代替養育を受けている子ども数の見込み、子どものケアニーズ、代替養育を行う里親や施設等の現状を踏まえた上で行う必要があります。
- 代替養育は、前計画の策定時点では「児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームにおける養育」とされていましたが、平成 28 年改正児童福祉法を受け、平成 29 年 8 月に取りまとめられたビジョンにおいて「保護者との分離をする場合は代替養育に含む」とされました。
- このことから、児童相談所の行う措置等により里親家庭や施設等で生活しているすべての子どもが代替養育を受けていると言えます。そのため、代替養育を必要とする子ども数の見込みの算出にあたっては、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設も含めて行うこととします。
- 児童福祉法の対象は 18 歳未満であるものの、進学等により継続して支援を必要とする場合は措置延長により 20 歳となるまで里親家庭や施設等で生活していることや、自立援助ホームには 20 歳未満の子どもの委託が行えることなどから、代替養育割合を算出する際の母数となる人口については、20 歳未満の人口を用いることとします。また、今後の推計を行う際の基準となる平均値については、近年の児童福祉法改正や社会情勢の変化により生じる影響等を考慮し、増減に係る過去 5 年間の平均値を用いることとします。

2 代替養育を必要とする子ども数の見込みの算出

- 20歳未満の人口は減少が続き、平成26年度から平成30年度までの過去5年間に
ける平均減少数は2,178人となっています。一方、代替養育を必要とする子ども数は
増加傾向にあることから、20歳未満の人口に占める代替養育割合も増加傾向にあり、
過去5年間の平均において年0.0033%上昇しています。
- 20歳未満の人口、代替養育を必要とする子ども数ともに、今後も同程度の減少又は
増加が続くと考えられることから、過去5年間ににおける代替養育割合の平均上昇率を
もとに、今後、代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出します。
- 令和元年度は、10月1日現在で20歳未満人口の0.175%にあたる子どもが代替養
育を受けています。これを起点とした推計からは、計画の始期にあたる令和2年度は
0.178%、終期にあたる令和11年度は0.208%の子どもが代替養育を必要とすると思
えられます。
- 代替養育を受けている子どもの年齢区分別割合は、過去5年間ににおいて、3歳未満
が8.7%、3歳から就学前が12.5%、学童期以降が78.8%となっています。

表17 代替養育を必要とする子ども数の見込み（全体）

（単位：人，％）

	平均 増減値	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
20歳未満人口 A	△2,178	161,427	159,249	157,071	154,893	152,715	150,537	148,359	146,181	144,003	141,825	139,647
代替養育割合 B	0.0033	0.175	0.178	0.182	0.185	0.188	0.192	0.195	0.198	0.201	0.205	0.208
代替養育子ども数 A×B		283	284	285	286	287	288	289	290	290	290	291

※R元年度の20歳未満人口、R2年度以降の20歳未満人口・代替養育割合は推計値であり、前年度＋平均増減値により算出。

※代替養育子ども数の端数は四捨五入。

表18 代替養育を必要とする子ども数の見込み（年齢区分別）

（単位：人，％）

	平均 割合	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育子ども数（人）	100.0	283	284	285	286	287	288	289	290	290	290	291
3歳未満	8.7	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
3歳～就学前	12.5	35	35	36	36	36	36	36	36	36	36	37
学童期以降	78.8	223	224	224	225	226	227	228	229	229	229	229

※小数点第1位を四捨五入。

3 子どものケアニーズ等を考慮した見込み数の検討

(1) 検討にあたり実施した調査

- 平成 28 年改正児童福祉法において子どもの家庭養育優先原則が示されたことから、今後の代替養育には、養子縁組里親又は養育里親・ファミリーホーム（以下「里親等」という。）への委託を通じた家庭養育の優先が必要です。
- 一方、子どものケアニーズ等によっては施設等における家庭的養育の優先が必要な場合もあり、見込み数の検討にあたっては、これらの要因も考慮する必要があります。子どものケアニーズ等に伴う影響等の検討にあたり、児童相談所の児童福祉司に対する質問紙調査（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。
- ニーズ調査は、以下の子どもに係る特性やケアニーズ、必要な支援を把握するために行ったものです。
 - A 一時保護児童（対象子ども数 231 人）
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の間に、一時保護（委託一時保護を含む。）を開始した子ども
 - B 新規措置児童（対象子ども数 92 人）
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の間に、施設等への入所又は里親等への委託となった子ども
 - C 措置中児童（対象子ども数 251 人）
平成 30 年 4 月 1 日時点において、施設等への入所中又は里親等への委託中である子ども

(2) 望ましい措置先に応じた子ども割合の見込み

- 新規措置児童ニーズ調査及び措置中児童ニーズ調査の対象となった子どものうち 35.6%については、里親等への委託が望ましいとの回答となりました。残る 64.4%については、将来的に家庭復帰となる可能性が高い、ケアニーズに応じた専門的なケアが必要であるなどの理由から、施設等への入所が望ましいとの回答となりました。
- 一方、実際に里親等への委託が行われたのは、新規措置児童ニーズ調査及び措置中児童ニーズ調査の対象となった子どもの 15.2%であり、里親等への委託が望ましいとされた子どものうち 42.6%でした。残る 57.4%の子どもたちが里親等への委託とならなかった理由については、「適切な養育里親が確保できなかった」が最も多く、次いで「里親委託について保護者同意が得られなかった」、「里親委託では保護者対応が困難と判断した」の順となっています。

○ 里親等への委託とならなかった理由のうち「子どものケアニーズを満たせないと判断した」、「子どもが里親委託よりも施設入所を希望した」については、子どもの最善の利益を優先する観点から、今後も里親等への委託は困難と考えられます。

○ このことから、里親等への委託が望ましい子どものうち、今後も里親等への委託は困難と考えられる子ども数を差し引くと、新規措置児童ニーズ調査と措置中児童ニーズ調査の対象子ども数に占める、里親等への委託が必要な子どもの割合は 33.2%、施設等への入所が必要な子どもの割合は 66.8%となります。

表 19 子どものケアニーズに応じた望ましい措置先

(単位:人,%)

	新規措置児童	措置中児童	計	割合
①養子縁組里親	2	20	22	6.4
②養育里親・ファミリーホーム	24	76	100	29.2
③乳児院	10	6	16	4.7
④児童養護施設	14	85	99	28.9
⑤児童心理治療施設	9	11	20	5.8
⑥児童自立支援施設	10	8	18	5.2
⑦自立援助ホーム	14	10	24	7.0
⑧福祉型障害児入所施設	8	27	35	10.2
⑨医療型障害児入所施設	1	8	9	2.6
計	92	251	343	100.0

表 20 現在の措置先

(単位:人,%)

	新規措置児童	措置中児童	計	割合
①養子縁組里親	1	2	3	0.9
②養育里親・ファミリーホーム	7	42	49	14.3
③乳児院	10	22	32	9.3
④児童養護施設	30	122	152	44.3
⑤児童心理治療施設	8	8	16	4.7
⑥児童自立支援施設	12	10	22	6.4
⑦自立援助ホーム	16	10	26	7.6
⑧福祉型障害児入所施設	7	27	34	9.9
⑨医療型障害児入所施設	1	8	9	2.6
計	92	251	343	100

表 21 里親等への委託とならなかった理由（複数回答）

（単位：人）

	新規措置児童	措置中児童	計
①養子縁組について保護者同意が得られなかった	0	2	2
②里親委託について保護者同意が得られなかった	5	18	23
③里親委託では保護者対応が困難と判断した	5	11	16
④適切な養子縁組里親が確保できなかった	1	3	4
⑤適切な養育里親が確保できなかった	10	20	30
⑥適切な施設が満床だった	0	0	0
⑦子どもが里親委託よりも施設入所を希望した	0	1	1
⑧子どものケアニーズを満たせないと判断した	2	5	7
⑨子どもの年齢から不適当と判断した	0	0	0
⑩その他	0	0	0

※里親等への委託が望ましい子どものうち措置先が異なる 70 人の子どもを対象に集計

表 22 里親等への委託が困難な理由と対象となる子どもの現在の入所先

（単位：人）

	現在の入所施設	新規措置児童	措置中児童	合計	
「⑦子どもが里親委託よりも施設入所を希望した」を選択	乳児院	0	0	0	1
	児童養護施設	0	1	1	
	自立援助ホーム	0	0	0	
	福祉型障害児入所施設	0	0	0	
「⑧子どものケアニーズを満たせないと判断した」を選択	乳児院	0	1	1	7
	児童養護施設	1	4	5	
	自立援助ホーム	0	0	0	
	福祉型障害児入所施設	1	0	1	
				実人数	8

表 23 里親等への委託又は施設等への入所が必要な子どもの割合

項目	人数
新規措置児童ニーズ調査、措置中児童ニーズ調査対象子ども数 A	343 人
里親等への委託が望ましい子ども数 B	122 人
里親等への委託が困難な子ども数 C	8 人
里親等への委託が必要な子ども数 D（B－C）	114 人
里親等への委託が必要な子どもの割合 E（D／A）	33.2%
施設等への入所が必要な子どもの割合 F（100－E）	66.8%
うち、乳児院・児童養護施設への入所が必要な子どもの割合	35.6%
うち、乳児院・児童養護施設以外の施設への入所が必要な子どもの割合	31.2%

※里親等への委託が望ましいものの、実際の委託は困難な子ども（C）については、実際に入所している施設に計上した上で割合を算出。

4 子どもの年齢や望ましい措置先に応じた見込み数の検討

(1) 見込み数の検討に係る考え方

- 平成 28 年改正児童福祉法において子どもの家庭養育優先原則が示されたことを受け、里親等への委託の一層の推進を図るため、国の掲げる目標値は「乳幼児に係る里親等委託率は概ね 7 年以内（3 歳未満は概ね 5 年以内）に 75%以上」、「学童期以降の子どもに係る里親等委託率は概ね 10 年以内に 50%以上」とすることがビジョンに盛り込まれています。
- 一方、「個々の子どもに対する具体的な措置は児童相談所における家庭養育優先原則を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるべき」ともされており、これらを踏まえた検討を行うことが必要となります。
- このため本県では、代替養育を必要とする子ども数の見込みと望ましい措置先に応じた子ども割合を考慮し、必要な代替養育について年齢別・種別ごとの検討を行うこととします。

(2) 里親等への委託が必要な子ども数の見込みに係る検討

- 里親等への委託が必要な子ども数については、代替養育を必要とする子ども数の見込みを考慮した上で検討を行う必要があります。
- 計画の終期にあたる令和 11 年度において代替養育を必要とする子ども数の見込みは 291 人であり、このうち里親等への委託が必要な子どもの割合は 33.2%にあたる 97 人と見込まれます。
- 代替養育を必要とする子ども数の見込みから、里親等への委託が必要な子ども数を差し引くと、施設等への入所が必要な子ども数は 66.8%にあたる 194 人と見込まれ、このうち児童養護施設や乳児院への入所が必要な子どもの割合は 35.6%にあたる 103 人、児童養護施設・乳児院以外の施設への入所が必要な子どもの割合は 31.2%にあたる 91 人と見込まれます。

表 24 里親委託が必要な子ども数の見込み数（令和 11 年度時点）

代替養育を必要とする 子ども数の見込み（表 17）		里親等への委託、施設等への入所が 必要な子どもの割合（表 23）		人数	計
291 人	×	里親・ファミリーホーム 33.2%	＝	97 人	200 人
		児童養護施設・乳児院 35.6%		103 人	
		児童養護施設・乳児院以外 31.2%		91 人	91 人

- 望ましい措置先に応じた子ども割合が達成された場合、里親等への委託子ども数が増えることから、これに伴い里親等委託率も増加していくこととなり、令和 11 年度の里親等委託率の見込みは 48.5%となります。

表 25 里親・施設等における措置子ども数の見込み

(単位:人,%)

	策定 段階	計画前期					計画後期					
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	割合※
里親・ファミリーホーム A	43	48	54	59	65	70	76	81	86	92	97	33.2
児童養護施設 B	134	129	125	121	116	111	107	103	98	94	89	30.6
乳児院 C	22	21	20	20	19	18	17	16	16	15	14	5.0
里親委託率 A/(A+B+C)	21.6	24.2	27.1	29.5	32.5	35.2	38.0	40.5	43.0	45.9	48.5	—
児童心理治療施設	19	19	19	18	18	18	18	18	18	17	17	5.8
児童自立支援施設	10	11	11	12	12	13	13	14	14	14	15	5.3
自立援助ホーム	15	16	16	17	17	18	18	18	19	19	20	7.0
福祉型障害児入所施設	30	30	30	30	31	31	31	31	31	31	31	10.5
医療型障害児入所施設	10	10	10	9	9	9	9	9	8	8	8	2.6
計	283	284	285	286	287	288	289	290	290	290	291	100.0

※割合については、ケアニーズに応じた望ましい措置先を基準とし、
里親等への委託が困難な子どもについては、実際に入所している施設に計上した上で算出

(3) 里親等委託率の目標設定に係る検討

- ビジョンにおいて、里親等委託率の目標値については、愛着形成において重要な時期である就学前の乳幼児の家庭養育を優先する必要があることから、年齢区分別に設定することとされています。
- 里親・ファミリーホーム、児童養護施設・乳児院への措置子ども数の過去 5 年間の年齢区分別平均割合は、3 歳未満が 11.8%、3 歳～就学前が 15.4%、学童期以降が 72.8%となっています。

表 26 里親・ファミリーホーム、児童養護施設・乳児院への年齢区分別措置子ども数 (単位:人,%)

	H27		H28		H29		H30		R 元		平均
		割合		割合		割合		割合		割合	割合
合計	190	100.0	187	100.0	192	100.0	195	100.0	199	100.0	100.0
3 歳未満	24	12.6	22	11.8	17	8.9	24	12.3	27	13.6	11.8
3 歳～就学前	31	16.3	33	17.6	30	15.6	33	16.9	21	10.5	15.4
学童期以降	135	71.1	132	70.6	145	75.5	138	70.8	151	75.9	72.8

○ 令和元年 10 月現在の里親等委託率は、全体で 21.6%となっており、年齢区分別では 3 歳未満が最も高く (33.3%)、次いで学童期以降 (21.2%)、3 歳～就学前 (9.5%) となっています。

○ 令和元年 10 月現在の里親等委託率は、いずれの年齢区分においても、ビジョンで国が掲げる目標値を大きく下回っています。令和 11 年度における目標値については、里親等への委託が必要な子ども数の見込みと、過去 5 年間ににおける年齢区分別の人数割合の平均値をもとに算出することとし、3 歳未満及び 3 歳～就学前を 70.0%、学童期以降を 40.0%とすることを目標とします。

表 27 年齢区分別里親等委託率（令和元年 10 月現在）

	計	3 歳未満	3 歳～就学前	学童期以降
里親・ファミリーホームへの委託子ども数＋ 児童養護施設・乳児院への措置子ども数 A ※（ ）内は年齢区分別の人数割合	199 人 (100.0%)	27 人 (13.6%)	21 人 (10.5%)	151 人 (75.9%)
里親・ファミリーホームへの委託子ども数 B	43 人	9 人	2 人	32 人
児童養護施設・乳児院への入所子ども数	156 人	18 人	19 人	119 人
里親等委託率 B/A	21.6%	33.3%	9.5%	21.2%

表 28 里親等委託率の目標値（令和 11 年度時点）

	計	3 歳未満	3 歳～就学前	学童期以降
里親・ファミリーホームへの委託子ども数＋ 児童養護施設・乳児院への委託子ども数 A ※（ ）内は年齢区分別の人数割合	200 人 (100.0%)	24 人 (11.8%)	31 人 (15.4%)	145 人 (72.8%)
里親・ファミリーホームへの委託子ども数 B	97 人	17 人	22 人	58 人
児童養護施設・乳児院への入所子ども数	103 人	7 人	9 人	87 人
里親等委託率（目標値） B/A	48.5%	70.0%	70.0%	40.0%

○ 目標値の達成に向けては、新たな登録里親の確保やファミリーホームの増加、里親等への委託子ども数の増加等を図る必要があり、これらについては、今後の代替養育や社会的養育のあり方を踏まえた上で検討を行う必要があることから、県全体の社会的養育体制の充実を図るための方策について検討します。

V 社会的養育の充実

- 1 子どもの最善の利益の優先に向けた取組み
- 2 子ども家庭支援体制の充実に向けた取組み
- 3 児童相談所の強化に向けた取組み
- 4 一時保護のあり方
- 5 里親等への委託の推進
- 6 養子縁組の推進
- 7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び
多機能化・機能転換の推進
- 8 自立支援の推進に向けた取組み

V 社会的養育の充実

1 子どもの最善の利益の優先に向けた取組み

- 代替養育を行う際には、里親や施設等に措置となる子どもの意見をくみ取るとともに、その子どもの最善の利益を優先した支援を行うことが必要となります。
- 代替養育を受けている子どもに対して行ったアンケート調査では、49.3%の子どもが里親家庭や施設へ行く際に「説明を受けた」と回答しています。「説明を受けた」と回答した子どものうち、説明を受けた後、自身の意見を言うことができたかについては、50.7%の子どもが「言うことができた」と回答している一方、17.8%の子どもは「言うことができなかった」と回答しています。
- これからの生活について自身の気持ちや意見を言うことができているかについては、68.9%の子どもが「言うことができています」と回答している一方、29.7%の子どもは「言うことができていない」と回答しています。「言うことができていない」と回答した子どものうち、45.5%の子どもが「自分がどうしたいのか、どうしたらいいのかが決められない」と回答しています。
- 子どもの最善の利益の優先に向け、当事者である子どもからの意見聴取や意見をくみ取る方策、子どもの意見を代弁する方策の推進を図る必要があります。

表 29 里親・施設等に措置となる際の説明の有無

	人数	%
①説明を受けた	73	49.3
②説明を受けていない	15	10.1
③覚えていない・分からない	58	39.2
※その他の回答・無回答	2	1.4
計	148	100.0

香川県子ども家庭課「施設入所児童等アンケート調査」(R 元)

表 30 里親・施設等への措置について説明を受けた際の意見表明の有無（表 29 のうち①と回答した者）

	人数	%
①言うことができた	37	50.7
②言うことができなかった	13	17.8
③覚えていない・分からない	21	28.8
※その他の回答・無回答	2	2.7
計	73	100.0

香川県子ども家庭課「施設入所児童等アンケート調査」(R 元)

表 31 これからの生活に関する希望や気持ちの表明の有無

	人数	%
①言うことができています	102	68.9
②言うことができていない	44	29.7
※その他の回答・無回答	2	1.4
計	148	100.0

香川県子ども家庭課「施設入所児童等アンケート調査」(R元)

表 32 希望や気持ちを言うことができていない理由(表 31 のうち②と回答した者)

	人数	%
①自分の意見を言える人がいない	5	11.4
②自分の意見を言っても通らない(聞いてくれない)と思っている	5	11.4
③自分の意見をうまく伝えることができない(説明できない)	7	15.9
④自分がどうしたいのか、どうしたらいいのかが決められない	20	45.5
※その他の回答・無回答	7	15.9
計	44	100.0

香川県子ども家庭課「施設入所児童等アンケート調査」(R元)

(1) 当事者である子どもの最善の利益の優先

- 施設等においては、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備に努めるとともに、第三者機関による苦情解決制度など意見や苦情を密室化させない制度の普及・充実に努めます。
- 施設等におけるサービスの質の向上や入所中の子どもがサービスの内容を十分に把握できるようにするため、福祉サービス第三者評価の実施を促進します。
- 措置中の子どもへの虐待の禁止について、施設職員等への周知を徹底するとともに、子どもや関係機関への周知等、その予防に取り組みます。施設職員等から措置中の子どもに対する虐待に関する通告や子どもからの届け出があった場合は、被措置児童等虐待対応ガイドラインに沿って適切に対応します。
- 一時保護においても子どもの最善の利益が守られるよう、一時保護中の生活等について子どもの年齢や理解に応じた丁寧な説明を行うほか、困ったことや不満を感じたことがある場合の苦情解決箱の活用、苦情解決委員としての第三者委員の活用、児童福祉審議会を活用した相談窓口の設置など、子どもの意見が適切に表明されるような配慮に努めます。

(2) 子どもからの意見聴取や意見をくみ取る方策の推進

- 里親や施設等への措置に際しては、児童相談所職員が中心となり、子どもに対する丁寧な説明を行うとともに、意見表明できる年齢の子どもには十分な聴取を行い、措置等の方針決定にできるだけ反映するよう努めます。
- 里親や施設等への措置が行われた子どもに対しては、里親や施設職員が中心となり必要に応じて児童相談所やその他の関係機関と適切に連携しながら、措置が行われた理由や今後の見通しに係る説明を定期的に行います。
- 子どもの最善の利益を図る観点から、子どもの意見に沿えない場合は、その理由に係る十分な説明を行うとともに、子どもが現在置かれている状況が理解できるよう、子どもの年齢や理解に応じた丁寧な説明に努めます。
- 生活場面において子どもが意見を言いやすい環境づくりに努めるとともに、子どもの自己決定を促進するための支援の充実を図ります。
- これらの取組みの達成状況の把握に向け、アンケートの実施等を通じ、第三者による聴取を定期的に行うなど、子どもの意見表明の機会の確保に向けた取組みの推進に努めます。

(3) 子どもの意見を代弁する方策の推進

- 平成 28 年改正児童福祉法において、子どもの最善の利益の優先を図るため、児童福祉審議会が必要に応じて子どもやその家族等の出席を求め、その意見を聞くことができることとされたことから、子どもの意見表明の機会の確保に向けた児童福祉審議会の活用促進に努めます。
- 社会的養育に関する施策を検討する際にも、当事者である子どもや代替養育を受けていた者の参画が求められており、必要に応じて第三者による支援も受けながら適切な意見表明ができるよう、体制づくりに努めます。

【数値目標】

項目	現状	目標	
	R 元年度	R6 年度	R11 年度
措置について説明を受けた際に意見を表明できた 子どもの割合	50.7%	75.4%	100.0%
これからの生活に関する気持ちや希望を表明できている 子どもの割合	68.9%	84.5%	100.0%

2 子ども家庭支援体制の充実にに向けた取組み

- ビジョンにおける「社会的養育」には、里親や施設等による「代替養育」に加え、子どもが実親や親族の家庭で安心して生活できるための「社会による家庭への養育支援」も含まれています。
- 県では、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや児童虐待防止対策の充実策などを盛り込んだ「第 2 期香川県健やか子ども支援計画」を策定し、当該計画に沿った取組みを進めています。社会的養育の充実に向け、子ども家庭支援のさらなる促進に向けた取組みが必要です。
- 市町には、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターや、子どもや家庭に対し必要な支援を包括的・継続的に行うための子ども家庭総合支援拠点の設置が求められています。子ども家庭総合支援拠点については、平成 30 年 12 月、国の「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」により決定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）において、令和 4 年度までにすべての市町村に設置することとされました。身近な市町におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ることが必要です。
- 子どもを守る地域ネットワークである要対協については、新プランにおいて、令和 4 年度までにすべての市町村への常勤の調整担当者の配置が求められていることから、要対協の活性化と地域の連携の強化に向け、要対協に配置された調整担当者の資質向上を図ることが必要です。
- 児童家庭支援センターは、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された機関であり、児童虐待相談の増加が続く中、地域支援を担う専門機関として積極的な活用を図る必要があります。

（１）市町の相談支援体制等の充実にに向けた支援

- 子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置・運営について市町を支援します。子ども家庭総合支援拠点の設置に向けては、国の設置基準や財政支援策、設置に向けたアドバイザー派遣事業等の情報を各市町に提供するとともに、助言等、必要に応じた支援を行います。
- 市町が行う地域子ども・子育て支援事業の支援メニューの充実に向け、必要な支援を行います。子育て短期支援事業については、児童養護施設等における受け皿の確保など、各市町の状況に応じた支援の充実に努めます。

- 本県では、平成 31 年 4 月から、子ども女性相談センターに市町村支援児童福祉司を配置し、要対協の調整担当者に対する研修を実施するなどの人材育成を行っています。また、事案送致を行った事案への対応に係る助言、同行訪問等の支援を行うなど市町と児童相談所との連携を通じ、市町における対応力の向上に向けた支援を行います。
- 市町が相互に情報交換や協議を行える場を設け、事例検討を行うなどにより、市町間の情報共有と広域的な連携の強化に向けた支援を行います。
- 親子分離をせずに支援を行うことができる母子生活支援施設では、産前のリスクが高い妊婦に対して、産後に安心して子育てができるようペアレンティング教育を行うとともに、代替養育を受けていた子どもが家庭復帰する際の親子関係再構築を行うなど、母子で生活しながら専門的な支援を受けられることから、一層の活用に向け連携強化を図ります。

(2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組み

- 児童家庭支援センターは、身近な地域の相談機関として子育てに関するあらゆる相談に応じるほか、児童相談所から児童虐待事案等に係る指導委託を受け、子どもや保護者に対する相談支援を行います。県内の児童家庭支援センターは、児童相談所が身近にない地域にあることから、一層の活用に向け、連携強化を図ります。
- 現在設置されている児童家庭支援センターは、児童養護施設に併設されており、施設の有する地域支援機能や里親支援機能との連携を図るなど、さらなる機能強化に向けた支援を行います。
- 児童家庭支援センターは、児童虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景を踏まえると、児童相談所が身近にない地域への設置についても検討する必要があります。民間団体等に対し、児童家庭支援センターの開設を働きかけるとともに、開設に向けた動きがある場合には、県として必要な支援を行います。

【数値目標】

項目	現状	目標	
	H30 年度末	R6 年度	R11 年度
児童相談所から市町への事案送致・指導委託件数	208 件	268 件	318 件
児童相談所から児童家庭支援センターへの指導委託件数	9 件	21 件	31 件

3 児童相談所の強化に向けた取組み

- 全国の児童相談所における児童虐待対応件数は増加が続き、痛ましい事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっています。
- 平成 31 年 4 月に改正された児童福祉法施行令において、児童福祉司の配置標準に係る人口要件が見直され、人口 3 万人につき 1 人の児童福祉司の配置が必要とされたほか、令和元年 6 月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童虐待防止対策のさらなる強化を図るとされたことから、児童相談所の一層の体制強化を図る必要があります。
- 児童虐待等により対応困難な事案が増えていることから、児童相談所における専門職の採用や、必要な研修の実施など、児童相談所の専門性強化に向けた取組みを進める必要があります。

(1) 児童相談所の体制強化

- 児童福祉司、児童心理司及び保健師について、引き続き、計画的かつ適正な配置を進めるとともに、児童虐待等の発生状況や傾向を的確に捉えた適切な組織体制の整備に努めます。
- 子ども女性相談センターと西部子ども相談センターに設置した児童虐待対策課において、一時保護など介入的な関わりが必要な事案への対応の迅速化を図るとともに、介入と支援の役割分担を行い、子どもと保護者の状況に応じた適切な指導・支援に努めます。
- 児童相談所に配置した弁護士や警察官と連携し、児童相談所における法的対応力の向上や困難事案への対応力強化を図ります。
- 児童虐待を受けた子どもや保護者に対する医療的ケアの重要性を踏まえ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図るとともに、子ども又は保護者への医療的ケアを要する事案への援助方針の検討を行うにあたっては、医師等からの医学的知見に基づく助言を活用します。
- 児童相談所と関係機関との適切な役割分担、連携を図るため、市町をはじめ、学校、警察、医療機関、児童福祉施設、保健所その他の関係機関との連携強化を推進します。
- 児童虐待の背景には、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）があることも多いことから、児童相談所と婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターとの一層の情報共有と連携強化を進めるとともに、児童虐待とDVの双方を有する事案への対応力の向上を図ります。

（２）児童相談所の専門性の強化

- 平成 28 年改正児童福祉法により児童福祉司等に対する研修が法定化されるなど、児童相談所の専門性の強化が求められていることから、児童福祉司等が必要な研修を着実に受講できるよう、計画的な受講を進めるとともに、職種や経験年数等に応じた研修の充実を図ります。
- 児童相談所は、子どもと保護者の分離に係る法的な権限を有する機関であることを踏まえ、児童虐待を行った保護者に対し、再発防止のため医学的及び心理学的知見を踏まえた指導を行うよう努めます。介入的な関わりにより、子どもと保護者を分離した事案について、将来的な家庭復帰が可能と判断される場合は、家族再統合プログラムを実施するなどにより、子どもと保護者双方に対する継続的な支援を行います。

【数値目標】

項目	現状	目標	
	H30 年度末	R6 年度	R11 年度
児童福祉司任用後研修修了者数（延人数）	39 人	50 人	75 人
家族再統合プログラム実施件数（累計）	74 件	380 件	760 件

4 一時保護のあり方

- 一時保護件数は、平成 30 年度までは概ね横ばい傾向にありましたが、令和元年度は大幅に増加しました。また、対応困難な事案の増加に伴い、一人あたりの子どもに係る平均一時保護日数や 1 日あたりの平均保護人数も増加傾向にあることから、今後の一時保護子ども数の見込みを踏まえた一時保護の受け皿の確保を図る必要があります。
- 一時保護の対象となる 18 歳未満の児童人口は年々減少し、過去 5 年間ににおける減少数は年平均で 2,376 人となっています。一時保護件数は若干の増減があるものの、概ね増加傾向にあることから、児童人口に占める一時保護件数の割合（以下「一時保護割合」という。）も増加傾向にあり、過去 5 年間ににおける一時保護割合は年平均で 0.0098% 上昇しています。

表 33 一時保護件数の推移

（単位：人、％）

項目		H25	H26	H27	H28	H29	H30
児童人口（18 歳未満）	A	156,472	155,287	151,098	149,098	147,063	144,590
児童人口の増減	B（＝各年 A－前年 A）		△1,185	△4,189	△2,000	△2,035	△2,473
平均増減数	C	△2,376					
一時保護延件数（延児童数）	D	475	507	559	612	511	510
一時保護所での一時保護	E	318	274	236	234	278	259
一時保護委託	F	157	233	323	378	233	251
一時保護児童率	G（＝D/A*100）	0.304	0.327	0.370	0.411	0.348	0.353
一時保護児童率の伸び率	H（＝各年 H－前年 H）		0.023	0.043	0.041	△0.063	0.005
一時保護児童率の平均伸び率	I	0.0098					

香川県統計調査課「香川県人口移動調査報告」（各年 10 月 1 日現在）
香川県子ども家庭課（各年度 10 月 1 日現在）

- 平成 31 年 4 月、子ども女性相談センターと西部子ども相談センターに児童虐待対策課を設置し、児童相談所による介入的な関わりを強化したことに伴い、一時保護件数は大幅に増加しました。令和元年度上半期の実績をもとにした推計では、令和元年度の一時保護件数は、平成 30 年度の約 1.4 倍となることが見込まれます。
- 令和元年度は一時保護件数が急増したものの、児童人口の減少が続くと見込まれることなどを踏まえると、今後はこれまでと同程度の割合で推移するものと考えられます。令和元年度を基準として計画期間中の一時保護件数の見込みを算出したところ、計画の始期にあたる令和 2 年度、終期にあたる令和 11 年度とも 698 件となり、概ね横ばいで推移するものと考えられます。

表 34 一時保護件数の見込み

(単位:人,%)

	平均 増減値	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童人口 A	△2,376	142,214	139,838	137,462	135,086	132,710	130,334	127,958	125,582	123,206	120,830	118,454
一時保護割合 B	0.0098	0.489	0.499	0.509	0.519	0.529	0.539	0.549	0.559	0.569	0.579	0.589
一時保護延件数 A*B		696	698	700	701	702	703	702	702	701	700	698

※R元年度は4月～9月の実績値をもとにした推計値。R2年度以降は前年度＋平均増減値により算出した推計値。

※一時保護延べ件数の端数は四捨五入。

(1) 一時保護の受け皿の確保

- 一時保護が必要な子どもは、年齢のほか、児童虐待や非行など一時保護を要する背景もさまざまであることから、一時保護に際しては、一人ひとりの子どもの状況に応じた個別化された丁寧なケアを行う必要があり、これらの対応を可能とする受け皿の確保を進めます。
- 一時保護が必要な子どもの中には、外出や面会等に関する制限を必要とするなど、閉鎖的な環境で安全確保を図る必要がある子どもがいる一方で、開放的な環境での行動観察等が必要な子どももいることを踏まえ、児童相談所の一時保護所のほか、児童養護施設や里親等への委託一時保護を活用するなど、地域における多様な受け皿の確保を図ります。

(2) 一時保護の環境整備及び体制整備

- 一時保護は、一人ひとりの子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことが求められるほか、子どもが安心して生活できる場であることが必要であり、一時保護所や委託先となる児童養護施設等において、子どものニーズや特性に応じた個別的なケアを行う環境や体制の整備を進めます。
- 一時保護中は、今後の支援の方針を決めていく期間でもあることから、子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことに加え、一人ひとりの子どもに対する行動観察や心理面接等を通じた総合的なアセスメントを行うことが必要です。これらを適切に行うため、一時保護に携わる職員には高度な専門性が求められることから、研修等を通じた専門性の向上を図ります。
- 一時保護された子どもが適切に教育を受けられるよう、里親を含めた委託一時保護の活用を図るとともに、安全確保が困難である又は子どもが学校に通うことを拒否している場合を除き、学校等への通園・通学に係る必要な支援を行います。通学できない場合にも、子どもの個々の学力等に応じた学習支援を行います。
- 児童養護施設等の委託先において委託一時保護が行われた子どもへの個別的なケアを行うための専用施設を設置する社会福祉法人に運営費を支援するなど、一時保護専用施設の設置を促進します。

- 一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、支援の質に係る評価の実施に努めます。

【数値目標】

項目	現状	目標	
	H30 年度末	R6 年度	R11 年度
一時保護専用施設設置数	0 か所	1 か所	2 か所

5 里親等への委託の推進

- 前計画において、養育里親については、平成 27 年度以降 1 年あたり 3 世帯の登録数増加を図り、前期期間が終了する令和元年度末時点では 67 世帯を確保することとされていたほか、ファミリーホームについては 1 か所の増設を図り、令和元年度末時点で計 2 か所とすることを目標としていました。平成 30 年度末時点における養育里親登録数は 57 世帯、ファミリーホーム設置数は 1 か所といずれも未達成であることから、新たな登録里親の確保やファミリーホームの設置に向けた取組みの強化を図る必要があります。

表 35 前計画における令和元年度末目標値と平成 30 年度末実績

	R 元年度末目標値 A	H30 年度末実績 B	目標値との差 A－B
養育里親登録数	67 世帯	57 世帯	10 世帯
ファミリーホーム設置数	2 か所	1 か所	1 か所

- 里親への委託にあたっては、里親家庭の状況や委託となる子どもの特性等を考慮した上で委託先を選定していることから、登録後、委託を受けたことがない里親もいる現状があります。未委託里親への支援の充実を図り、未委託里親への委託を促進する必要があります。
 - 里親が安心して子どもを受託し、養育を行うためには、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び里親委託中における養育への支援、里親委託措置解除後における支援を包括的に行うことが必要です。
 - 本県では、子ども女性相談センターに専任の里親等委託調整員を配置し、里親支援機関として指定を受けた児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターに配置されている里親支援専門相談員や香川県里親会と連携して、里親に対する支援を行っています。平成 31 年 4 月には、子ども女性相談センターと西部子ども相談センターに里親養育支援児童福祉司を配置し、里親への相談支援の充実を図っているところですが、包括的な支援を一貫して行うための実施体制（フォスタリング機関）を構築する必要があります。
- (1) 新たな登録里親の確保に向けた取組みの推進
- 地域における講演会や制度説明会を開催するなど理解促進に向けた取組みの充実を図るとともに、より多くの人に関心を持ってもらえるよう、効果的な啓発や情報発信のあり方を検討し、実施します。
 - 里親登録に関心のある方に対し、児童相談所において丁寧な説明を行うとともに、登録を希望する方のニーズを的確に把握し、必要な助言を行うなど、登録前の相談支援の充実を図ります。

(2) 里親養育に対する支援の充実

- 児童相談所の里親養育支援児童福祉司や里親支援機関の里親支援専門相談員において、新たに登録を行った里親に対するきめ細かな情報提供等を行うことにより、受託前の里親に対する相談支援の充実を図ります。
- 児童相談所において、委託が適当と認められる子どもがいる場合には、その子どもが入所している施設や里親支援機関との連携のもと、里親と子ども双方のアセスメントに基づき、子どもの最善の利益が図られる里親を選定し、丁寧なマッチングを行います。
- 里親登録を行った後、委託がないまま長期間が経過し登録消除となる里親もいることから、未委託里親に対するトレーニング研修の実施等を通じた支援の充実を図るとともに、短期間の受入れなどによる養育経験の積み重ねを通じて、未委託里親への委託を促進します。
- 子どもの養育経験がない里親に加え、養育経験がある里親においても、子どもの年齢や特性等に応じた養育技術の向上を図る必要性があることや、子どもを取り巻く法制度等について、時宜に応じた理解を促進する必要があることから、児童相談所や里親支援機関、関係機関等との連携を通じた効果的な研修の実施を推進します。
- 里親家庭への訪問相談支援や里親支援機関を活用した里親サロンの開催などを通じて、里親・里子の相互交流を促進します。
- 里親と里子の関係不調の予防に向けた取組みの強化に向け、里親への委託を行った後も、里親と里子双方の話を聞く機会を定期的に設けるとともに、個別の相談に応じるなど、相談支援の充実を図ります。
- 週末帰省など短期の受入れが可能である里親については、里親の意向を継続的に確認しながら、積極的な活用を図ります。また、一時保護された子どもの学習権の保障の観点から、通学可能な子どもが原籍校に通学できるよう、県内のさまざまな地域における委託一時保護の受入れが可能な里親の確保を図ります。
- 虐待を受けた子どもや障害のある子ども、非行の子どもなどの受入れが可能な専門里親の育成を図るため、より高度かつ専門的な養育技術の向上を図るための取組みを進めます。
- 里子の家庭復帰等により里親委託が終了した後も、里親に対する相談支援を継続し、里親登録の継続を促進します。

（３）包括的な支援を一貫して提供するための体制（フォスタリング機関）の構築

- これまで本県では、児童相談所を中心として、里親支援機関や香川県里親会との連携のもと里親養育支援を行ってきたこと、各里親支援機関においては身近な地域の相談機関として地域における継続的な支援や啓発等の取組みを行ってきたことなどから、現在の役割分担や連携を継承しながら段階的に発展させていくことが望ましいと考えられ、児童相談所がフォスタリング機関として包括的な支援を行えるよう、機能強化を図ります。
- フォスタリング機関における里親支援業務の中でも、養育技術の向上を図るための実践的な研修や、子どもの養育方法に係る助言を行うための相談支援等については、専門的な養育技術を有する児童養護施設や乳児院等の里親支援機関において行われることが効果的であり、これらの業務について、里親支援機関に対する段階的な委託を行うとともに、将来的なフォスタリング機関のあり方についての検討を進めます。

【数値目標】

項目	現状	目標	
	H30 年度末	R6 年度	R11 年度
養育里親登録数	57 世帯	87 世帯	112 世帯
ファミリーホーム設置数	1 か所	4 か所	6 か所
里親・ファミリーホームへの委託子ども数	45 人	70 人	97 人
3 歳未満	7 人	13 人	17 人
3 歳～就学前	8 人	12 人	22 人
学童期以降	30 人	45 人	58 人
里親等委託率	25.9%	35.2%	48.5%
3 歳未満	29.2%	51.7%	70.0%
3 歳～就学前	34.8%	39.8%	70.0%
学童期以降	23.6%	30.6%	40.0%

6 養子縁組の推進

- 本県の児童相談所が関わる養子縁組は、養子縁組里親への委託が年数件であることから成立件数も少ない状況にあり、養子縁組里親の新たな確保とともに、委託数の増加を通じた成立件数の増加を図る必要があります。
- 養子縁組里親への委託が少ないことの要因として、施設等への入所に比べ、実親の同意が得られにくい現状があることが挙げられます。「措置中児童ニーズ調査」において、子どものケアニーズに着目した際の措置先として、8.0%の子どもについては養子縁組里親への委託が望ましいとされた一方、実際に養子縁組里親への委託が行われている子どもは 0.1%となっています。養子縁組里親への委託ができなかった理由としては「養子縁組里親への委託について保護者の同意が得られなかった」が最も多く、児童相談所において実親の同意を得るための働きかけの強化を図る必要があります。
- 実親による養育が著しく困難又は不适当と判断される子どもに養親による永続的な安定した養育環境を提供することを目的とした特別養子縁組制度については、養親との間に実親子とほぼ同様の法律上の関係が結ばれる観点から、実親との法律上の関係が継続する普通養子縁組よりも永続的解決（パーマネンシー保障）を図る上で有力かつ有効な選択肢であり、特別養子縁組の成立に向けた支援の充実を図る必要があります。

（１）養子縁組里親の確保に向けた取組み

- 講演会や相談会の開催、広報誌やホームページによる広報啓発のほか、効果的なツールを活用した情報発信を行うことにより、養子縁組制度に対する認知度の向上と理解促進、新たな養子縁組里親の確保を図ります。
- 特別養子縁組については、令和元年6月の民法改正により、対象となる子どもの年齢要件の引上げに加え、手続きを二段階化し児童相談所長に申立権を付与すること、実親の同意撤回の制限を行うなどの法制度の見直しが行われたことから、特別養子縁組に関心のある方や縁組成立を希望する方に対して必要な情報を的確に提供するとともに、新しい制度に対応した適切な支援を行います。

（２）養子縁組の推進に向けた取組み

- 養子縁組里親への委託については、施設等への入所に比べ実親の同意が得られにくい現状にあることを踏まえ、児童相談所において、里親委託に対する実親の理解を促進するよう丁寧な説明に努めます。
- 特別養子縁組について、妊娠期から相談に応じられるよう、市町の子育て包括支援センターや医療機関等との連携を通じた相談支援体制の充実を図るとともに、これらの関係機関から保護者への的確な情報提供が行えるよう、情報発信の充実に努めます。

- 児童相談所において、養子縁組里親に対し、適切かつ丁寧なアセスメントとマッチングを経た上で養子候補者となる子どもの委託を行うとともに、養子縁組の成立に向けた支援の充実を図ります。
- 平成 28 年改正児童福祉法により、養子縁組後の支援も含めた養子縁組相談支援が児童相談所の業務として位置づけられたことから、特別養子縁組又は普通養子縁組が成立した養親と養子に対しても、児童相談所による継続的な相談支援を行うとともに、養親・養子間の交流を促進する取組みの充実を図ります。
- 養子となる子どもが希望する場合に、自らの出自を知ることができるよう、児童相談所における相談記録について、養子縁組成立後も適切に取り扱うとともに、養子となった子どもの希望や必要に応じ、適切に活用します。

【数値目標】

項目	現状	目標	
	H30 年度末	R6 年度	R11 年度
児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	0 件	4 件	8 件

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

- これまで子どもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた施設には、家庭養育優先原則に基づき里親等への委託を進める中であっても、里親等への委託が困難な子どもやさまざまなケアニーズを有する子どもの受け皿であることが求められ、各施設において「できる限り良好な家庭環境」の確保に向けた取組みを進める必要があります。
- 前計画において、児童養護施設や乳児院の小規模化・地域分散化を図るための取組みとして、前期期間が終了する令和元年度末時点で乳児院における小規模ユニット5か所を継続するとともに、児童養護施設本体の小規模ユニット7か所の増加を図り計8か所とすること、地域小規模児童養護施設2か所の設置を図り計3か所とすることを目標としていましたが、平成30年度末時点でいずれも未達成であることから、小規模かつ地域分散化の推進に向けた取組みの強化を図る必要があります。
- 今後、施設では、里親等への委託が困難な子どもやさまざまなケアニーズを有する子ども、これまでの経緯から家庭的な生活することに拒否的になっている子どもを主に受け入れることとなり、これらの子どもに対する専門的な養育を行う必要があることから、職員の専門性の向上を通じた一層の高機能化を図る必要があります。
- 小規模かつ地域分散化の推進に伴い、児童養護施設や乳児院においては、これまでに培った専門性を生かし、地域における在宅支援や里親支援を行う支援拠点となるよう、多機能化・機能転換を進める必要があります。

表 36 前計画における令和元年度末目標値と平成30年度末実績

	R 元年度末 目標値 A	H30 年度末 実績 B	目標値との差 A - B
児童養護施設（本体施設）の箇所数	3 か所	3 か所	0 か所
本体施設における小規模ユニットケア箇所数※ （本園型小規模グループケア）	8 か所	5 か所	3 か所
本体施設の分園における小規模ユニットケア 箇所数（分園型小規模グループケア）	0 か所	0 か所	0 か所
地域小規模児童養護施設の箇所数	3 か所	1 か所	2 か所
乳児院（本体施設）の箇所数	1 か所	1 か所	0 か所
本体施設における小規模ユニットケア箇所数※ （本園型小規模グループケア）	5 か所	4 か所	1 か所
本体施設の分園における小規模ユニットケア 箇所数（分園型小規模グループケア）	0 か所	0 か所	0 か所

※H30 年度末実績については、小規模グループケア加算の対象となるユニット数を記載。

（１）小規模かつ地域分散化の推進

- 里親等への委託が困難な子どもやさまざまなケアニーズを有する子どもの受入れにあたっては、できる限り良好な家庭的環境において養育を行う必要があることから、児童養護施設や乳児院における小規模かつ地域分散化の一層の推進を図ります。
- 本体施設における小規模ユニットケアについて、現在は１つのユニットにおいて６人から８人までの子どもを養育していますが、生活単位のさらなる小規模化に向け、１つのユニットで受け入れる子どもの少人数化を図るとともに、分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置に向けた支援の充実を図ります。
- 児童養護施設や乳児院における小規模かつ地域分散化の推進に向けては、各施設の状態を個別のヒアリング等により随時把握するとともに、各施設の意向も踏まえた形で推進が図れるよう、支援を行います。
- 地域分散化の推進にあたっては、市町等関係機関と連携し、地域の理解と協力が得られるよう努めます。

（２）高機能化に向けた取組みの推進

- 里親等への委託が困難な子どもの中には、行動面や心理面など複合的な課題を有する子どももいる現状を踏まえ、各施設における専門職の配置を促進するとともに、さまざまなケアニーズを有する子どもへの適切な支援が行えるよう、職員の専門性の向上を図るための取組みを推進します。
- 施設職員の養育技術の向上を図るため、必要な研修の着実な実施に加え、児童相談所等との合同研修や、各施設間の職員交流による現場実習等を実施するなど、ニーズに応じた研修を実施する体制の構築に努めます。
- 児童相談所による施設支援の充実を図ることにより、各施設の高機能化の推進に向けた取組みを促進します。

（３）多機能化・機能転換に向けた取組みの推進

- 既存の施設内ユニットの活用を図るため、児童養護施設等における委託一時保護の受け皿の確保に努めます。委託一時保護については、受入人数や受入時期の予見が困難であることから、受入れのための体制整備や環境整備に係る支援の充実を図ります。
- 里親等への委託の推進に伴い、地域における里親支援の強化を図る必要があることから、里親支援機関の指定を受けている児童養護施設や乳児院において、里親養育に係る相談支援やレスパイト・ケアの実施、里親の養育技術の向上に向けた研修等、さまざまな支援を展開できるよう、支援体制の充実に向けた取組みに努めます。

- 児童養護施設や乳児院におけるショートステイやトワイライトステイなど、市町と連携した支援の充実を図るとともに、児童養護施設等が有する高度な養育技術を活用した特定妊婦への支援のほか、在宅育児を行う保護者等への育児指導の実施など、地域における社会的養育体制の充実に向けた体制整備を支援します。

【数値目標】

項目	現状	目標	
	H30 年度末	R6 年度	R11 年度
児童養護施設（本体施設）の箇所数	3 か所	3 か所	3 か所
本体施設における小規模ユニットケア箇所数※ （本園型小規模グループケア）	5 か所	9 か所	11 か所
本体施設の分園における小規模ユニットケア箇所数 （分園型小規模グループケア）	0 か所	2 か所	4 か所
地域小規模児童養護施設の箇所数	1 か所	2 か所	2 か所
乳児院（本体施設）の箇所数	1 か所	1 か所	1 か所
本体施設における小規模ユニットケア箇所数※ （本園型小規模グループケア）	4 か所	4 か所	4 か所
本体施設の分園における小規模ユニットケア箇所数 （分園型小規模グループケア）	0 か所	0 か所	0 か所

※小規模グループケア加算の対象となるユニット数を記載。

8 自立支援の推進に向けた取り組み

- 前計画において、代替養育のもとで育った子どもたちが地域生活を送るために必要な支援が得られるよう、相談体制の整備に努めるとしており、平成 27 年度以降 4 か所の自立援助ホームが新たに設置されました。このほか、県において、香川県児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業、アフターケア事業、香川県社会的養護自立支援事業及び香川県就学者自立生活援助事業を実施するなど、さまざまな側面から支援の充実を図っており、子どものニーズに応じた活用を促進する必要があります。
- 自立援助ホームに入居している子ども数は増加傾向にあるほか、発達面に係る課題を有する子どもの入居も増えていることから、子どものケアニーズに応じた支援の充実を図る必要があります。
- アフターケア事業については、契約締結者の増加に伴い、相談件数も増加しています。現在は主に生活面に関する相談支援を行っていますが、発達面に係る課題への継続的な支援が必要な者がいるほか、DVや望まない妊娠などの問題が生じることもあり、多様なニーズへの対応強化が必要です。また、施設等を退所した後、就労の継続が困難又は離職したなど就労に関する相談が増えていることから、就労に係る相談支援体制の整備を図る必要があります。
- 自立支援は、施設等を退所した者が地域での生活を始め、将来親になるための準備期間でもあります。児童虐待や養育困難等の世代間連鎖を防ぐ観点からも、代替養育を受けていた子どもたちが安定した生活が行えるようになるための支援が必要です。

(1) 経済的支援の充実

- 経済的支援に係るさまざまな施策について、個々の状況やニーズに応じた活用が図られるよう、児童相談所において、自立を控えた子どもや自立を支援する里親・施設職員等に対する的確かつ丁寧な情報提供を行うとともに、活用を検討している子どもへの相談支援の充実に努めます。
- 経済的支援を必要とする子どもに対する着実な支援の提供に加え、利用状況や子どものニーズ等を踏まえ、支援内容の充実に係る検討を行います。

(2) 自立援助ホームにおける自立支援

- 自立援助ホームの利用が適当と思われる子どもが、そのニーズに合った支援を受けられるよう、利用に係る情報提供や、児童相談所における相談支援の充実に努めます。
- 自立援助ホームに入居している子どもは、就労や就学など一人ひとりが異なる生活を送っているほか、さまざまなケアニーズを有していることから、支援にあたる職員には高度な専門性が求められ、職員の資質向上に向けた支援の充実を図ります。

(3) アフターケアの推進

- アフターケアが必要な子どもへの着実な支援につながるよう、里親家庭や施設等で生活している時から、里親や施設職員との連携のもと、自立生活に向け必要な知識や生活スキルの獲得に向けた支援の充実に努めます。
- 対象となる子どもが措置解除となる際には、里親、施設職員、児童相談所及びアフターケア事業所が緊密な連携を図り、切れ目のない支援が提供できるよう努めます。
- アフターケア事業所による支援を行うにあたっては、対象者のニーズに応じた支援が展開できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、施設等を退所した子どもが地域で生活する中でさまざまな困難に直面する可能性があることを踏まえ、労働や母子保健等、他分野の関係機関との連携強化を図ります。
- 施設等を退所した子どもの中には、就労に関する課題を抱える者が多くいることから、職場への定着や離職後の再就職など就労に係る相談支援の充実に努めます。

【数値目標】

項目	現状	目標	
	H30 年度末	R6 年度	R11 年度
アフターケア事業契約者数	29 人	56 人	56 人

VI 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進のための連携・協力
- 2 計画の実施状況等の検証

VI 計画の推進に向けて

1 計画の推進のための連携・協力

本計画に記載した基本理念の実現に向け、県では、市町をはじめ、里親・施設等の代替養育提供者、関係機関等と連携し、社会的養育の体制整備に係る施策を総合的に推進します。

2 計画の実施状況等の検証

各年度において、計画に基づく施策の実施状況や、指標の状況に係る点検・評価を行うとともに、社会情勢の変化や法改正等の状況を踏まえながら、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、計画の見直しを行います。

香川県社会的養育推進計画

令和２年３月

香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目１番１０号
ＴＥＬ：087-832-3286 ＦＡＸ：087-806-0207
Ｅ-mail：kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
<https://kagawa-colorful.com>